

公 示

下記農地は農地法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 8 月 26 日

都城市農業委員会 会長 坂上 和秋



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の情報
都城市 山田町中霧島字大堀 3452	畑	1,312	賃借権	農地法第 32 条第 1 項 第 1 号	都城市山田町山田 2 9 7 8 番地の 1 亡 村岡 利行

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があつた日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

(記載要領)

- 1 記の 1 の「農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第 32 条第 1 項各号又は法第 33 条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の 1 の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。